

令和 8 年度

市有財産売払い一般競争入札（郵便入札）実施要項

1. 売払いの方法

一般競争入札により、市有財産を売却します。

一般競争入札とは、市があらかじめ決めた予定価格以上の金額で、一番高い金額の入札をされた方と売買契約を締結する方法です。入札は郵便で実施しますが、当日は開札に立ち会うことができます。

2. スケジュール

内容	日時	方法・場所・その他
入札参加申込み	令和 8 年 1 0 月 1 日（木）～ 2 6 日（月）必着	郵送又は持参
質問受付	令和 8 年 1 0 月 1 日（木）～ 1 3 日（火）	FAX 又は電子メール
質問回答	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）までに随時	本市ホームページで公開
入札書等の提出	令和 8 年 1 1 月 4 日（水）～ 1 9 日（木）	郵送
入札保証金の納付	令和 8 年 1 1 月 1 9 日（木）まで	納入通知書兼領収書、又は郵便振替払込票
開札	令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水） 9 時 3 0 分から	周南市役所 共用会議室 E
結果の通知	開札後、市が落札者へ通知	
契約締結	結果の通知から 1 0 日以内	契約保証金の納付が必要
売買代金の納付	契約締結日から 3 0 日以内	
引渡し・所有権移転	代金完納後	現地で引渡し 公共嘱託登記で所有権移転

3. 対象市有財産

物件番号	所在	種別	面積（㎡）	最低入札価格（円）
①	岐南町 64 番 1	土地	473.92	28,200,000
②	大字徳山字河原 4965 番 1	土地	580.69	23,300,000
③	瀬戸見町 48 番 1	土地	2093.02	59,200,000
④	浜田二丁目 4 番 8	土地	138.69	8,200,000
⑤	中央町 14 番 11,14 番 12	土地	114.53 / 62.40	11,000,000
⑥	新地町 2482 番 18	土地	875.76	16,900,000
⑦	慶万町 1829 番 3	土地	170.30	5,200,000
⑧	慶万町 1829 番 11	土地	166.86	4,700,000
⑨	大字須万字市の東 2435 番 3,2435 番 6	土地	495.28 / 242.71	2,400,000 (土地：1,830,000) (建物：570,000)
		建物	79.95	

※物件番号⑨の建物は、市の公有財産台帳の面積です。今後、市で表題及び所有権保存登記をしますが、登記簿面積と異なる場合があります。

※物件は、現状有姿での引渡しとなります。個別物件調書に特段の記述がない限り、土壌汚染調査、地下埋設物調査及び地盤に関する調査は、実施していません。地下埋設物等があった場合においても、撤去及び費用については、市は対応いたしません。

4. 買受後の用途制限

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する業の用途には、使用することはできません。
- ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の処理業の用途には使用することはできません。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途には使用することはできません。
- ④その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途には、使用することはできません。

5. 入札参加資格

次の事項に該当する者は、入札に参加できません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- ②自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- ④次のいずれかに該当する者
 - ア 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑤前記②～④に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑥市区町村税の滞納がある者
- ⑦その他市が不適当と認めた者

6. 入札参加申込み

本実施要項、個別物件調書及び市有財産売買契約書（案）並びに現地をよく確認の上、お申込みください。

（１）受付期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月26日（月）まで（必着）

※締め切り後、物件ごとに申込者数を本市ホームページで公表します。

（２）申込方法

施設マネジメント課へ郵送又は持参

※持参の場合、受付は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（時間厳守）

（３）申込み先

〒745-8655 周南市岐山通 1-1 周南市役所 施設マネジメント課 財産管理担当（本庁舎 4 階）

（４）提出書類

様式等は、本市ホームページ、施設マネジメント課窓口で配付しています。

＜個人＞

ア 市有財産売払い一般競争入札参加申込書（様式第 1 号） 1 通 ※申込物件ごとに提出必要

イ 住民票（発行後 3 カ月以内のもの） 1 通

ウ 印鑑登録証明書（発行後 3 カ月以内のもの） 1 通

エ 居住地の市区町村税に滞納の無いことの証明書（発行後 1 カ月以内のもの） 1 通

＜法人＞

ア 市有財産売払い一般競争入札参加申込書（様式第 1 号） 1 通 ※申込物件ごとに提出必要

イ 法人登記全部事項証明書（発行後 3 カ月以内のもの） 1 通

ウ 印鑑証明書（発行後 3 カ月以内のもの） 1 通

エ 市区町村税に滞納の無いことの証明書（発行後 1 カ月以内のもの） 1 通

※周南市に事業所がある場合は周南市のもの、事務所がない場合は本店等主な事業所の所在地の市区町村のもの

オ 役員名簿（様式第 3 号）

＜個人・法人共通＞

- ・共有名義申請書（様式第 2 号）

共有名義での買受を希望する場合、申込物件ごとに必要です。共有者全てについて、上記イ・ウ・エに加え、法人であればオを提出してください。

- ・委任状（様式第 4 号）

代理人が入札、又は開札に立会する予定の場合に必要です。入札書等とあわせて提出されても差し支えありません。

- ・申込者の押印は全て、印鑑登録されている印鑑を押印してください。

7. 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認後、全ての申込者に「一般競争入札参加者指定書」により、入札参加資格の有無を通知します。

※入札執行までの間に、「5. 入札参加資格」に該当することとなった場合や、提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は入札に参加することができません。

8. 質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式第7号）に内容を記入の上、施設マネジメント課へ、電子メール又はFAXにより提出ください。※FAXの場合には、送信した旨を施設マネジメント課まで電話連絡してください。

（1）受付期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月13日（火）午後5時まで

（2）回答方法 令和8年10月16日（金）までに、本市ホームページに随時掲載します。

※質問及び回答の内容は、当該入札に関するものとします。それ以外の内容や、単なる意見表明と解されるものには、回答しません。

（3）提出先 周南市施設マネジメント課 財産管理担当

電子メール:shisetsu@city.shunan.lg.jp FAX : 0834-22-8266

9. 入札保証金の納付及び還付等

（1）入札保証金の納付

入札にあたっては、対象物件の入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付が必要となります。

※納付した入札保証金の20倍の額を超える金額を入札額とした場合、その入札は無効となります。

（2）納付方法

「一般競争入札参加者指定書」とあわせて、入札参加資格を有する方には、「納入通知書兼領収書」、郵便振替の「払込取扱票」を送付しますので、入札保証金額を記入の上、納付してください。

※「納入通知書兼領収書」での納付の場合、記載されている金融機関で納付してください。周南市役所や総合支所、支所では納付できません。

（3）納付期限

令和8年11月19日（木）

※入札書等の提出の際に納付済の「納入通知書兼領収書」のコピーが必要ですので、期間に余裕を持って納入してください。

（4）入札保証金の還付等

入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座へ振込みにより還付します。還付には、入札終了後4週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

※還付する入札保証金には、利息は付しません。

※なお、落札者の入札保証金は、売買契約締結時に納付いただく契約保証金に充当します。

10. 入札書の提出

（1）入札期間

令和8年11月4日（水）～19日（木）午後5時必着

（2）受付方法

郵送のみ受け付けます。その他の方法での提出はできませんのでご注意ください。

宛先 〒745-8655 周南市岐山通1-1 周南市役所施設マネジメント課 財産管理担当 宛

（3）入札書の記入方法等

①市所定の入札書に記入してください。

- ②「市有財産売払い一般競争入札参加申込書」に押印した印鑑を必ず押印してください。
- ③代理人が入札する場合、所定の入札書に、入札者（委任者）の住所、氏名又は名称及び代表者、代理人の氏名を記入の上、代理人の印鑑（委任状に押印した印鑑）を必ず押印してください。
- ④入札書には容易に消除できないボールペン等を用いてアラビア数字で明瞭に記載してください。
- ⑤入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。
※物件番号⑨は建物付ですので、契約時は建物に別途消費税がかかります。最低入札価格における土地及び建物の鑑定評価額の割合から、建物にかかる消費税額を算出します。
- ⑥市が用意する封筒に入札書を封入・封かんのうえ、所定の場所に割印をしてください。

（４）提出物

- ①入札書
- ②納入通知書兼領収書、又は郵便振替払込票の受領書のコピー
- ③入札保証金請求書 ※落札者は契約保証金に充当するため、還付しません。
- ④委任状（代理人が入札する場合のみ）

1 1. 開札

以下の通り、開札を行います。開札への立ち会いは任意です。

（１）日時

令和8年11月25日（水）9時30分～ ※物件番号1から順次開札します。

（２）場所

周南市役所 2階 共用会議室 E ※入札会場への入室は、2名までです。

（３）持参物

- ・一般競争入札参加者指定書
- ・委任状（代理人が開札に立会する場合のみ）

※提出済みの場合は、既に届出た代理人に変更がない限り再度の提出は不要です。

（４）落札者の決定方法

予定価格（最低入札価格）以上の入札をした者のうち、最高入札価格の入札者を落札者とします。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定します。この場合、くじ引きの辞退はできません。くじを引く者がいない場合は、入札事務に関係のない当市職員がくじを引きます。

（５）入札にあたっての留意事項（心得）

- ①入札の参加者は、開札までにいつでも入札辞退ができますが、辞退される場合には、事前に施設マネジメント課に必ず連絡いただき、市が用意する「入札辞退届（様式第5号）」を提出してください。
- ②開札後、入札者又はその代理人が開札に立会しなかったことを理由に異議を申し立てることはできません。
- ③落札者が権利を放棄したとき又は売買契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属します。
- ④入札者は、入札後、この留意事項（心得）、実施要項等についての不明を理由として異議の申立ては一切できません。

（６）結果の通知

開札結果の通知書は、落札者のみに送付します。

12. 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

- ①入札参加資格がない者の入札
- ②指定した期日までに入札保証金の納付がない場合の入札
- ③入札価格が予定価格に達していない入札
- ④納付した入札保証金の20倍にあたる金額を超える金額を記載した入札
- ⑤入札書を2通以上提出した場合のその全部の入札
- ⑥入札書の金額が訂正されている入札
- ⑦入札書の金額及び氏名の確認が困難な入札
- ⑧入札書に記名押印がない入札
- ⑨入札書が鉛筆等容易に消除できる筆記用具で記入された入札
- ⑩入札に当たり不正行為があった者の入札
- ⑪他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理人をした者の入札

13. 契約の締結及び契約保証金

(1) 契約の説明

落札者に対しては、契約手続きについての説明を行います。落札者又はその代理人は、必ず契約手続きについての説明を受けてください。

(2) 契約締結期限

市が契約の結果を通知してから10日以内に売買契約を締結していただきます。

※落札者が、その権利を放棄したとき、又は契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属します。

(3) 契約保証金

契約締結時に、契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付いただきます。

※納付されている入札保証金は、その一部として充当します。

※契約保証金は、売買代金の一部として充当します。

※契約締結後に、契約が履行されない場合は契約を解除し、契約保証金は市に帰属します。

14. 売買代金の納付及び所有権の移転

(1) 売買代金の納付

売買代金は、契約締結日から30日以内に、市所定の納入通知書により納付していただきます。

(2) 所有権の移転

物件の所有権は、売買代金完納時に移転します。

(3) その他

所有権移転登記は、市が公共嘱託登記により行います。また、物件の引渡しは、売買代金完納後に現地で行います。

15. 費用の負担

契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記の際の登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要

な一切の費用は、落札者の負担となります。

16. 特記事項

- ①物件の引渡しは、現状有姿で行います。現地での見学会や説明会等も実施しませんので、事前に個別物件調書をよく確認した上、必ずご自身で、現地の確認及び諸規制について関係機関に出向くなどして調査確認を行ってください。現地確認の際には、周辺の方々の迷惑にならないようご注意ください。
- ②入札参加資格の確認のため、警察当局へ照会を行います。従って、「市有財産売払い一般競争入札参加申込書」の受付後、市が入札参加要件に不適合と認めた場合は、入札に参加することができません。
- ③落札の結果については、契約金額（落札金額）及び落札者の法人又は個人の区分等を公表します。
- ④物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- ⑤越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行っていただきます。
- ⑥物件に、物件調書や契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、本市は責任を負いません。
- ⑦本実施要項に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定めるところによることになります。
- ⑧入札者は、入札後、この実施要項等についての不明を理由として異議の申立ては一切できません。

17. 問合せ先

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 総務部 施設マネジメント課 財産管理担当

TEL : 0834-22-8281 FAX : 0834-22-8266

電子メール : shisetsu@city.shunan.lg.jp